

伊達市人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員の数の状況

(1) 職員の任免に関する状況(令和3年度実施)

ア 職員の採用状況

試験種目	受験申込者数			第一次試験合格者数				第二次試験合格者数			
	男	女	合計	男	女	合計	倍率	男	女	合計	倍率
大学卒(行政)	15	9	24	7	5	12	2.00	3	4	7	3.43
令和3年10月採用大学卒(行政)	3	2	5	1	1	2	2.50		1	1	5.00
大学卒(行政)再募集	8	5	13	5	2	7	1.86	2	2	4	3.25
資格免許職(保健師)		1	1				-				-
令和3年10月採用資格免許職(保健師)		1	1				-				-
資格免許職(保健師)再募集	1	4	5	1	2	3	1.67	1	2	3	1.67
高校卒程度(行政)	12	13	25	4	5	9	2.78	1	3	4	6.25
合計	39	35	74	18	15	33	2.24	7	12	19	3.89

イ 職員の退職の状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計
退職者数	12	1	12	25

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和4年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	業務見直し等による増 再任用短時間職員への配置換え等による減 再任用短時間職員への配置換えによる減 組織見直し等による減 業務見直しによる増
		総務	180	183	3	
		税務	26	23	-3	
		農林水産	28	27	-1	
		商工	9	9	0	
		土木	43	40	-3	
		民生	89	89	0	
		衛生	42	48	6	
	計	423	425	2		
	教育部門	52	48	-4	休園等による減	
消防部門			0			
小計	475	473	-2			
公営企業等部門	水道	11	10	-1	業務見直しによる減	
	下水道	8	7	-1	業務見直しによる減	
	その他	19	19	0		
	小計	38	36	-2		
合計		513	509	-4		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、再任用短時間職員及び会計年度任用職員を除く。

(参考) 再任用短時間職員職員数(令和4年4月1日現在) 28名

フルタイム会計年度任用職員職員数(令和4年4月1日現在) 180名

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価については、能力と実績に基づく人事評価制度の導入を義務付ける内容の地方公務員法(以下「法」という。)の改正を踏まえ、伊達市職員人事評価実施規程に基づき平成28年4月から実施しています。

- (1)目的 職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握し評価することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った人材の育成を行うとともに、その評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的としています。
- (2)対象者 全職員(休職等により評価期間の評価期間の2分の1以上勤務していない職員を除く。)
- (3)評価方法 能力評価・・・職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価します。
業績評価・・・職員がその職務を遂行するにあたり挙げた業績を評価します。
- (4)評価期間 能力評価・・・年1回 前年10月1日～9月30日
業績評価・・・年2回 上期:4月1日～9月30日 下期:10月1日～翌年3月31日

3 職員の給与の状況

(1)職員給与費の状況(一般会計決算)

(単位:人、千円)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	482	1,605,719	276,162	633,086	2,514,967	5,218
令和3年度	475	1,666,275	316,052	615,726	2,598,053	5,470
前年比	△ 7	60,556	39,890	△ 17,360	83,086	252

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、各年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(2)職員の平均年齢及び平均給料月額と一般行政職の初任給(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	区 分	伊達市	福島県	国
一般行政職	40.7 歳	300,500 円	大 学 卒	193,100 円	193,100 円	182,200 円
技能労務職	54.7 歳	347,600 円	高 校 卒	158,400 円	158,400 円	150,600 円

(参考) 再任用短時間職員の平均給料月額(令和4年4月1日現在) 193,200円
フルタイム会計年度任用職員の平均給料月額(令和4年4月1日現在) 180,900円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大 学 卒	246,145 円	281,767 円	350,800 円	376,125 円
	高 校 卒	209,150 円	— 円	— 円	340,080 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	67 人	17.8 %
2 級	主任主事	75 人	19.9 %
3 級	主査	104 人	27.7 %
4 級	課長補佐	79 人	21.0 %
5 級	課長	33 人	8.8 %
6 級	次長	7 人	1.9 %
7 級	部長	11 人	2.9 %

(5) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当

区分	伊達市		福島県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.175月分	0.95月分	1.175月分	0.95月分	1.2月分	0.95月分
12月期	1.175月分	0.95月分	1.175月分	0.95月分	1.2月分	0.95月分
計	2.35月分	1.9月分	2.35月分	1.9月分	2.4月分	1.9月分
職制上の段階 職務の等級に よる加算措置	有		有		有	

イ 退職手当

伊 達 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 有			定年前早期退職特例措置 有		

(6) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	徴収業務に従事したとき、又は保育料等税外収入の徴収業務に従事したとき	日額1回 300円
防疫作業手当	感染症の防疫作業に従事したとき	1回 300円
	新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る勤務に従事したとき	日額1回 3,000円
災害現場作業手当	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、屋外において応急作業又は復旧作業に従事したとき	日額1回 300円
社会福祉職員手当	社会福祉に関する業務に専ら従事する者	日額1回 300円
死体取扱作業手当	人の死体の収容、搬送等の作業に従事したとき	1件 5,000円
保健指導業務手当	保健指導に関する業務に従事したとき	日額1回 300円
用地交渉手当	現地において公共の用に供する土地の取得等の交渉の業務に従事したとき	日額1回 300円
下水道排水設備検査手当	現地において排水設備検査の作業に従事したとき	日額1回 300円
水道料金等徴収手当	水道料金等徴収業務に従事したとき	日額1回 300円

(7) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	161,720 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	340 千円

(8) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価																																																							
扶養手当	配偶者	6,500円																																																						
	1人につき 子	10,000円(特定加算 5,000円)																																																						
	父母等	6,500円																																																						
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員																																																							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20,500円以下→家賃-9,500円 ・ 20,500円<家賃<54,500円→(家賃額-20,500円)÷2+11,000円 ・ 家賃54,500円以上→28,000円 																																																							
通勤手当	2 配偶者等の居住する借家・借間 (1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員																																																							
	<p>1. 交通機関等の利用者 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>6箇月定期等の価額に応じた一定額</p> <p>2. 自動車等の使用者 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支給額(片道)</td> <td>2km ~ 4km</td> <td>2,600 円</td> <td>28km ~ 30km</td> <td>19,800 円</td> </tr> <tr> <td>4km ~ 6km</td> <td>3,900 円</td> <td>30km ~ 32km</td> <td>21,100 円</td> </tr> <tr> <td>6km ~ 8km</td> <td>5,300 円</td> <td>32km ~ 34km</td> <td>22,400 円</td> </tr> <tr> <td>8km ~ 10km</td> <td>6,600 円</td> <td>34km ~ 36km</td> <td>23,700 円</td> </tr> <tr> <td>10km ~ 12km</td> <td>7,900 円</td> <td>36km ~ 38km</td> <td>25,100 円</td> </tr> <tr> <td>12km ~ 14km</td> <td>9,200 円</td> <td>38km ~ 40km</td> <td>26,400 円</td> </tr> <tr> <td>14km ~ 16km</td> <td>10,500 円</td> <td>40km ~ 45km</td> <td>29,300 円</td> </tr> <tr> <td>16km ~ 18km</td> <td>11,900 円</td> <td>45km ~ 50km</td> <td>32,100 円</td> </tr> <tr> <td>18km ~ 20km</td> <td>13,200 円</td> <td>50km ~ 55km</td> <td>34,900 円</td> </tr> <tr> <td>20km ~ 22km</td> <td>14,500 円</td> <td>55km ~ 60km</td> <td>37,300 円</td> </tr> <tr> <td>22km ~ 24km</td> <td>15,800 円</td> <td>60km ~ 65km</td> <td>39,400 円</td> </tr> <tr> <td>24km ~ 26km</td> <td>17,100 円</td> <td>65km ~</td> <td>42,500 円</td> </tr> <tr> <td>26km ~ 28km</td> <td>18,500 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				支給額(片道)	2km ~ 4km	2,600 円	28km ~ 30km	19,800 円	4km ~ 6km	3,900 円	30km ~ 32km	21,100 円	6km ~ 8km	5,300 円	32km ~ 34km	22,400 円	8km ~ 10km	6,600 円	34km ~ 36km	23,700 円	10km ~ 12km	7,900 円	36km ~ 38km	25,100 円	12km ~ 14km	9,200 円	38km ~ 40km	26,400 円	14km ~ 16km	10,500 円	40km ~ 45km	29,300 円	16km ~ 18km	11,900 円	45km ~ 50km	32,100 円	18km ~ 20km	13,200 円	50km ~ 55km	34,900 円	20km ~ 22km	14,500 円	55km ~ 60km	37,300 円	22km ~ 24km	15,800 円	60km ~ 65km	39,400 円	24km ~ 26km	17,100 円	65km ~	42,500 円	26km ~ 28km	18,500 円	
支給額(片道)	2km ~ 4km	2,600 円	28km ~ 30km	19,800 円																																																				
	4km ~ 6km	3,900 円	30km ~ 32km	21,100 円																																																				
	6km ~ 8km	5,300 円	32km ~ 34km	22,400 円																																																				
	8km ~ 10km	6,600 円	34km ~ 36km	23,700 円																																																				
	10km ~ 12km	7,900 円	36km ~ 38km	25,100 円																																																				
	12km ~ 14km	9,200 円	38km ~ 40km	26,400 円																																																				
	14km ~ 16km	10,500 円	40km ~ 45km	29,300 円																																																				
	16km ~ 18km	11,900 円	45km ~ 50km	32,100 円																																																				
	18km ~ 20km	13,200 円	50km ~ 55km	34,900 円																																																				
	20km ~ 22km	14,500 円	55km ~ 60km	37,300 円																																																				
	22km ~ 24km	15,800 円	60km ~ 65km	39,400 円																																																				
	24km ~ 26km	17,100 円	65km ~	42,500 円																																																				
26km ~ 28km	18,500 円																																																							
単身赴任手当	支給要件 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員																																																							
	支給定額																																																							
	30,000 円																																																							
	加算額	100km ~ 300km	8,000 円	1,100km ~ 1,300km	46,000 円																																																			
		300km ~ 500km	16,000 円	1,300km ~ 1,500km	52,000 円																																																			
500km ~ 700km		24,000 円	1,500km ~ 2,000km	58,000 円																																																				
700km ~ 900km		32,000 円	2,000km ~ 2,500km	64,000 円																																																				
900km ~ 1,100km		40,000 円	2,500km ~	70,000 円																																																				
特別調整額	部長 等	72,000 円																																																						
	次長・担当参事	62,300 円																																																						
	参事	58,200 円																																																						
	課長・総合支所長 等	47,800 円																																																						
	課長補佐 等	39,100 円																																																						

(注) フルタイム会計年度任用職員への扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び特別調整額の支給はありません。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

ア 一般の職員の勤務時間等

労働基準法第32条及び法第24条第6項の規定に基づき、条例で規定しています。

勤務時間 1週間あたり38時間45分

月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分(午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 一般の職員の休日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 12月29日から翌年の1月3日までの日

※勤務する施設等の業務時間等により勤務時間や休日異なる場合があります。

(2) 休暇制度の概要

種類	日数等
年次有給休暇	
職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる休暇です。 ※新規採用者は、採用される月により異なります。	20日
病気休暇	
職員が負傷又は疾病のための療養の必要があり勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇です。	
結核性疾患	2年
生活習慣病及び精神科疾患	180日
その他の負傷又は疾病	90日
特別休暇	
あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に、所定の手続に従い、適法に任命権者の承認を経て具体的な勤務義務を免除される制度です。	
産前産後休暇	出産の予定日前8週間以内(多胎妊娠の場合にあつては、14週間以内)及び出産後以内の期間
配偶者出産休暇	3日の範囲内の期間
女性休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員が必要とする日数で、その都度2日以内
妊娠障害休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養として与えられる休暇で、14日以内
子育て休暇	中学生までの子の看護が必要な場合、一の年において7日(中学生までの子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間
短期介護休暇	配偶者や父母、子などの家族が病気やけが等又は老齢により2週間以上にわたって、生活に支障のある要介護状態であるときに、5日間
忌引き休暇	親族が死亡した場合の休暇で、親族によって休暇の日数が異なる
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 一の年において5日以内
夏季休暇	毎年6月1日から10月31日までの期間内における5日以内
結婚休暇	7日以内(週休日・祝日も含む)
不妊治療休暇	不妊治療を受ける場合、一の年において5日(体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあつては、10日)以内の期間
配偶者、父母及び子の祭日の場合の休暇	父母の追悼のため特別な行事を行う場合のための休暇で、その都度1日
骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供を行う場合の休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録の申出又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に対する骨髄移植のための骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等をするために必要と認められる期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合の休暇	公民に認められる選挙権など国家又は公共団体の公務に参加する場合に必要なと認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間

感染症の予防等により交通を制限され、又は遮断された場合の休暇	都道府県、市町村といった公的行政機関によって交通の制限・遮断等が執られた場合に該当する休暇で、期間はその必要と認められる期間
風水震災火災その他非常災害により交通を遮断された場合の休暇	必要と認められる期間
風水震災火災その他天災地変等による、職員の住居が滅失し、又は破壊された場合	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	職員の責めによらない事故によって職員が勤務に就けない事情がある場合に必要と認められる期間
育児時間	1歳6ヶ月未満の子を保育する場合 1日2回それぞれ45分以内の期間
育児参加休暇	小学校就学前の子を養育する場合 出産の予定日前8週間以内(多胎妊娠の場合にあっては、14週間以内)及び出産の日以後1年の期間内における5日以内
介護休暇	
職員が負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇です。	通算して6箇月を超えない範囲
介護時間	
職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇です。	連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲

(注) フルタイム会計年度任用職員の休暇制度はこの表とは異なります。

(3) 年次有給休暇の取得状況(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

平均取得日数 11.1 日
消化率 29.0 %

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。

令和3年度の取得者は次のとおりです。

ア 育児休業職者数

	取得者数	うち新規	取得可能職員
男性	3人	3人	12人
女性	26人	13人	13人
合計	29人	16人	25人

イ 育児休業取得承認期間(令和3年度新規取得者)

承認期間	職員数
6月以下	4人
6月超え～1年以下	7人
1年超え～1年6月以下	4人
1年6月超え～2年以下	1人
2年超え～2年6月以下	0人
2年6月超え	0人
合計	16人

(2) 自己啓発休業の取得状況

自己啓発休業は、職員が大学等課程の履修や国際貢献活動に参加する場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認められるときに取得できるものです。

取得できる期間は、大学課程の履修のための休業については2年、国際貢献活動のための休業については3年を超えない期間です。

令和3年度の取得はありませんでした。

(3) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、職員の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。)が外国での勤務、事業経営、大学における修学等のため、外国に住所を定めて6月以上滞在し、職員が当該配偶者と生活を共にする場合において、公務の運営に支障がないと認められるときに、3年を超えない範囲で取得できるものです。

令和3年度の取得はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

勤務に堪えない場合等に行われる分限処分(免職、降任、休職及び降給)を、令和3年度は5件行いました。

(2) 懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない行為を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給及び戒告)を、令和3年度は1件行いました。

7 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等の義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努め、文書により通知することにより、日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

8 職員の退職管理の状況

法第38条の2の規定により、営利企業等に再就職した元職員は、在職していた執行機関の職員に対し、契約事務等について、次のとおり職務上の行為をする(しない)ように要求又は依頼(=働きかけ)をすることが原則禁止されています。

規制を受ける元職員	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての元職員	離職前5年間の職務に関する働きかけ(法第38条の2第1項)	離職後2年間
	在職中に自らが最終決裁権者として決定した契約・処分に関する働きかけ(法第38条の2第5項)	期間の定めなし
直轄理事、部長及び職務の内容・責任の程度が部長と同等の職に就いていた元職員	上記に加え離職日の5年より前に左記の職に就いていたときの職務に関する働きかけ(法第38条の2第4項及び伊達市職員の退職管理に関する規則第6条)	離職後2年間

これらについて違反行為がないよう、働きかけ規制違反に関する監視等のため、次の制度が設けられています。なお、令和3年度は、これらに関する報告等はありませんでした。

- ① 法第38条の3に規定する違反行為の疑いに係る任命権者の報告
各任命権者は、法第38条の2について違反行為の疑いを把握したときは、福島県人事委員会に報告することになります。
- ② 法第38条の4に規定する任命権者による調査等
各任命権者は、法第38条の2について違反行為の疑いを把握し、調査を行うとき及び調査を終了したときは、福島県人事委員会に報告することになります。
また、福島県人事委員会は、各任命権者の行う調査について経過報告を求め、又は意見を述べることができます。
- ③ 法第38条の5に規定する任命権者に対する調査の要求等
福島県人事委員会は法第38条の2について違反行為の疑いを把握したときは、各任命権者に対し調査を行うよう求めることができます。

9 職員の研修の状況

職員の公務能率の発揮と増進を図るため、令和3年度中に実施した主な研修は、次のとおりです。

(1) 一般研修

研修先	内容	受講者数
自治研修センター	新規採用職員研修	15
	基礎力アップ研修	20
	応用力アップ研修	16
	実行力アップ研修	7
	新任係長研修	18
	新任管理者研修	6
	新任課長研修	8
	その他	31
合計		121

(2) 派遣研修

2件の研修に延べ3名の職員を派遣しました。

(3)職場内研修
10件の研修を実施し、延べ1,733名の受講がありました。

(4)自主研修等
職員自主研修助成金制度及び職員資格取得助成金制度を実施し、延べ16名の職員が利用しました。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)主な健康管理事業

項目	対象者・検査項目	実施時期
職員人間・脳ドック検診	対象 … 35歳以上5歳刻みの職員 内容 … 人間ドック、脳ドック	5月～2月
ストレスチェック・カウンセリング事業	対象 … 全職員 内容 … 調査票記入によるストレス状態のチェック 該当職員に対するカウンセリング	6月～2月
婦人がん検診	対象 … 女性職員 内容 … 乳がん検診、子宮がん検診	8月～2月
生活習慣病予防検診	対象 … 全職員 内容 … 胃がん検診、心電図検査、眼底検査、聴力検査、血液検査、胸部検診、大腸がん検診、VDT健康診断、腹囲測定	11月～3月

(2)伊達市職員互助会の事業

伊達市職員互助会を規約に基づき設置し、職員が心身ともに健康で職務に専念できることを基本に、士気の高揚や仕事を進めていく上で必要な職員相互の連帯感の醸成につながる事業を実施しています。

※ 令和3年度(決算)

- ・ 会員数 527名(令和3年4月1日現在)
- ・ 会員(職員)掛金 金額 … 9,365千円
掛金率 … 給料月額 × 5/1,000
- ・ 事業内容
給付事業 … 会員の弔事、慶事、災害等に際し、弔慰金、祝い金、見舞金等の給付を行います。
厚生事業 … スポーツ・レクリエーション活動、各種サークル活動等について費用の一部を助成しています。

事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)掛金と福島県市町村職員共済組合からの給付金となっています。
なお、給付事業は職員が負担する会費のみを財源として、福島県市町村共済組合からの給付金は「法が定める福利厚生事業」にのみ充当することとしています。

(3)公務災害補償

公務中や通勤中に、災害が発生し職員が負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がされます。
令和3年度公務上の災害及び通勤災害は、5件発生しています。

11 福島県人事委員会における業務の状況の報告(令和3年度)

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2)不利益処分に関する審査請求の状況

該当なし

(3)人事行政相談の状況

1件